

定期受付 測量・建設コンサルタント等 F A Q 添付書類編

お問い合わせ先

ヘルプデスク TEL 06-4400-5180

大阪府 契約局 総務委託物品課 資格審査グループ

TEL 06-6944-6429 / 06-6944-6803

No	分類	Q	A
1	添付書類全般	封筒貼付けあて名用紙はどこから取得できますか？	・「測量・建設コンサル等業務競争入札参加資格」のホームページから「 封筒貼付けあて名用紙 」を印刷して使用してください。
2	添付書類全般	電子申請後、添付書類はいつまでに提出しなければいけませんか？	・電子申請後、すみやかに提出してください。 ・添付書類に補正がある場合も補正のお知らせのメール受信後、すみやかに提出してください。 ・なお、提出期限は、令和4年12月23日（金曜日）
3	添付書類全般	添付書類の提出が遅れた場合、電子申請が無効になりますか？	・電子申請後すみやかに添付書類の提出ができず遅れたとしても、ただちに電子申請が無効になることはありません。 ・最終提出期限（Q2参照）までに添付書類の提出のない場合は、受付できないため、電子申請は無効とさせていただきます。
4	添付書類全般	書類の提出先（大阪府の所在地）はどこですか？	・〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府 総務部 契約局 総務委託物品課 資格審査グループ あてまで、提出してください。
5	添付書類全般	郵送ではなく、直接、大阪府に書類を持参することはできますか？その場合、何時までにどこの部署に持参すればよいですか？	・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、なるべく郵送での提出にご協力ください。 やむなくご持参いただいて直接書類を提出される場合は下記までお越しください。 「 大阪府契約局への行き方 」 契約局 総務委託物品課 資格審査グループ 受付時間：午前9時から午後5時30分まで ・なお、持参の場合でも、添付書類は 封筒貼付けあて名用紙 を貼付けした封筒に入れて提出してください。
6	添付書類全般	郵送ではなく、メール便や宅急便で書類を送付してもよいですか？	・提出方法は、郵送または持参してください。 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、なるべく郵送での提出に御協力ください。
7	添付書類全般	郵送の際は、普通郵便ではなく書留などを利用した方がよいですか？	・郵送方法については、特に指定はしていません。
8	添付書類全般	添付書類は、取得できた書類から順次提出すればよいか、全ての書類が揃ってからまとめて提出した方がよいどちらですか？	・添付書類は、全ての書類を揃えてから、提出期限（Q2参照）までに提出してください。
9	添付書類全般	【行政書士が代理申請する場合など】複数の申請者の添付書類を、一通の封筒で提出してよいですか？	・複数の申請者の添付書類を、まとめて一通の封筒で提出していただいて構いません。 ・ただし、この場合でも申請者ごとに封筒貼付けあて名用紙を貼付けした封筒に入れるか、申請者ごとの添付書類に当該申請者分の封筒貼付けあて名用紙を一番上にしたうえで、クリップどめなどして、わかるようにし、一通の封筒に入れてください。

10	添付書類全般	申請画面を印刷したものの提出は必要ですか？	・申請画面を印刷したものを提出していただく必要はありません。
11	添付書類全般	委任状の提出は必要ですか？	・委任状の提出は必要ありません。
12	添付書類全般	受付票と印鑑証明書の提出は必要ですか？	・入札参加資格申請時には、受付票と印鑑証明書の提出は必要ありません。 ・なお、受付票と印鑑証明書は、業務委託契約を締結する際に提示が必要となります。詳しくは「 【建設工事等】受付票 」のホームページを参照してください。
13	添付書類全般	申請が受付されたことを確認するものが欲しいのですが、こちらで作成している受付票や確認書を同封すれば、大阪府の受付印を押して返信してもらえますか？	・申請取扱状況は、電子申請システムから確認いただけますので、受付票や確認書等の提出はご遠慮ください。
14	添付書類全般	証明書関係の書類は、写し（コピー）の提出でよいですか？	・証明書関係の書類は写し（コピー）の提出で構いません。 ・詳細は、「測量・建設コンサル等業務競争入札参加資格」のホームページの「 4 申請に必要な添付書類と提出先 」の形式欄を確認してください。
15	添付書類全般	証明書関係の書類は、いつ以降の日付で取得した証明書を提出すればよいですか？	・大阪府に書類が到着する時点で、証明書の発行後 3 カ月以内のものを提出してください。
16	府税	府税の納税証明書はどこで取得できますか？	・大阪府の各府税事務所で取得できます。 ・「測量・建設コンサル等業務競争入札参加資格」のホームページの「 4 申請に必要な添付書類と提出先（1）「更新申請」及び「新規申請」の添付書類 」書類番号 3 の備考欄に「府税事務所の所在地一覧」へのリンクを載せていますので、最寄りの府税事務所で証明書の交付請求を行ってください。
17	府税	府税の納税証明書はどの種類の証明書を取得すればよいですか？	・「府税及びその附帯徴収金について未納の徴収金の額はありせん。」と記載された証明書を取得してください。
18	府税	府税の納税証明書はいつの年度分について証明書を取得すればよいですか？	・申請日時時点で府税の全税目に未納がないことの証明が必要ですので、年度の選択は不要です。 ・Q17・19 も併せて参照してください。
19	府税	府税の納税証明書の交付請求書はどのように記入すればよいですか？	・請求事項は「府税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと」、徴収金の種類は「全税目」で請求してください。 ・「測量・建設コンサル等業務競争入札参加資格」のホームページの「 4 申請に必要な添付書類と提出先（1）「更新申請」及び「新規申請」の添付書類 」書類番号 3 の備考欄に記入例を載せていますので、参照してください。
20	府税	府税を分割納付しているので、「府税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと」の証明をうけられないのですが、どうすればよいですか？	・証明書の提出ができない場合は、申請の受付ができませんので、府税の完納後に申請を行ってください。
21	府税	大阪府内の営業所を新設したばかりでも、府税の納税証明書は取得できるのですか？	・府税事務所に法人設立等申告書を提出すれば、納税証明書は発行されます。 ・詳細は、最寄りの府税事務所へ問い合わせてください。

22	消費税	消費税及び地方消費税の納税証明書はどこで取得できますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・本店管轄の税務署で取得できます。 ・「測量・建設コンサル等業務競争入札参加資格」のホームページの「4 申請に必要な添付書類と提出先(1)「更新申請」及び「新規申請」の添付書類」書類番号4の備考欄に「税務署の所在地一覧」へのリンクを載せていますので、該当する税務署で証明書の交付請求を行ってください。
23	消費税	消費税及び地方消費税はどの種類の証明書を取得すればよいですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・消費税及び地方消費税の納税証明書の種類は「その3」（「その3の2」「その3の3」でも可）を取得してください。 ・電子納税証明書（PDFファイル）を印刷したのもでも可としています。
24	消費税	消費税及び地方消費税の証明書はいつの年度分について証明書を取得すればよいですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日時点で消費税及び地方消費税に未納がないことの証明が必要ですので、年度の選択は不要です。 ・Q23・25も併せて参照してください。
25	消費税	消費税及び地方消費税の交付請求書はどのように記入すればよいですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・証明書の種類は「その3」、証明を受けようとする税目は「消費税及び地方消費税」を選択して請求してください。 ・なお、下記の証明書の様式でも受付できます。 個人事業主の場合：証明書の種類「その3の2」 法人の場合：証明書の種類「その3の3」 ・「測量・建設コンサル等業務競争入札参加資格」のホームページの「4 申請に必要な添付書類と提出先(1)「更新申請」及び「新規申請」の添付書類」書類番号3の備考欄に記入例を載せていますので、参照してください。
26	消費税	消費税及び地方消費税の免税事業者でも証明書を取得してこなければいけないのですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・免税事業者であっても証明書は発行されます。 ・詳細は、本店管轄の税務署へ問い合わせてください。
27	消費税	消費税及び地方消費税を分割納付しているので、「その3」の証明をうけられないのですが、どうすればよいですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・証明書の提出ができない場合は、申請の受付ができませんので、消費税及び地方消費税の完納後に申請を行ってください。
28	消費税	新型コロナウイルス感染症の影響等により消費税及び地方消費税の納税猶予を受けているので、「その3」が発行されないのですがどうすればよいですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・その場合は、「納税の猶予許可通知書」の写し又は、「納税証明書（その1）」（写し可）を提出いただくことにより申請可能です。 ・「測量・建設コンサル等業務競争入札参加資格」のホームページの「4 申請に必要な添付書類と提出先(1)「更新申請」及び「新規申請」の添付書類」書類番号3の備考欄を参照してください。
29	消費税	過去には「その1」の証明書でも受付をしてもらえたと記憶していますが、今回は「その1」の証明書では受付してもらえないのですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・納税証明書の種類が「その1」の証明書では受付できません。「その3」（「その3の2」「その3の3」でも可）の証明書を提出してください。 ただし、Q28の場合は除きます。
30	消費税	消費税及び地方消費税の証明書に、納期限が未到来の未納の税額について記載されていますが、この納税証明書で受付をしてもらえますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府に書類が到着した時点で当該未納税額の納期限が過ぎていなければ受付できます。 ・大阪府に書類が到着した時点で納期限が過ぎる場合は、完納後の納税証明書を再度取得していただくか、当該未納が納付されたことが確認できる書類（領収証書の写し等）を併せて添付してください。

31	消費税	消費税及び地方消費税の証明書を電子納税証明書で取得したのですが、電子ファイルで提出することはできますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・電子納税証明書（電子ファイル）での提出は受付けておりません。 ・なお、電子納税証明書（PDF ファイル）を印刷したものは可としていますが、電子納税証明書（XML ファイル）を紙に出力したものは、納税証明書として使用できないとされているため、電子納税証明書（XML ファイル）を紙に出力したものでの提出も受付けておりません。
32	財務諸表	設立したばかりの会社で1期目の決算期が終了しません。どうすればよいですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・開始貸借対照表を作成し提出してください。また、損益計算書は提出しなくても結構です。 ・個人事業者で確定申告を迎えてない場合は、「測量・建設コンサル等業務競争入札参加資格」のホームページの「4 申請に必要な添付書類と提出先（1）「更新申請」及び「新規申請」の添付書類」書類番号5に掲載している様式を参考に財務諸表を作成してください。
33	財務諸表	個人事業者で貸借対照表を作成していません。どうすればよいですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書（白色又は青色）の写しに代えることができます。
34	現況報告書	【地質調査、建コン、補償コン】 会社設立後間もないため現況報告書を提出していない場合は、どうすればよいですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省（地方整備局）への登録申請時に提出した申請書類（写し）と国土交通省（地方整備局）からの登録済通知書（写し）を提出してください。
35	現況報告書	【地質調査、建コン、補償コン】 現況報告書の内容が現況と異なっている場合（商号又は名称、代表者名、営業所の所在地など）はどうすればよいですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・変更内容が確認できる「変更届出書」（変更事項が記載され、受付印のあるものに限る。）の写しと「現況報告書」を提出してください。
36	現況報告書	【地質調査、建コン、補償コン】 最新の現況報告書が地方整備局で審査中のため、「確認済」の押印がある最新のものがありませんが、どうすればよいですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度の現況報告書の写しを提出してください。
37	現況報告書	【建コン、補償コン】 国土交通省（地方整備局）に追加登録をした部門も申請したいのですが、現況報告書にはその部門の記載がありません、どうすればよいですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・現況報告書の写しに併せて登録追加申請書の写しと登録済通知書の写しを提出してください。
38	技術職員調書	技術職員調書は、指定の様式で提出しなければならないですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の定期受付から技術職員調書は不要になりましたので提出はおりません。 ただし、電子申請システムの「有資格職員数」欄は削除されていませんので、正しい人数を入力してください。
39	障害者雇用状況報告書	ハローワークに報告書を提出した際に、受付印を受領していないのですが、どうすればよいですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークに提出したものであれば、受付印が押印されていなくても構いませんので提出してください。
40	障害者雇用状況報告書	障害者手帳の送付は必要ですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者手帳の送付は必要ありません。